

第 31 期
東京都青少年問題協議会
第 3 回総会

平成 30 年 7 月 31 日（火）

都庁第一本庁北塔 42 階
「特別会議室 A」

○青少年対策担当部長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 31 期東京都青少年問題協議会第 3 回総会を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当しております東京都青少年・治安対策本部青少年対策担当部長の井上でございます。よろしくお願いいたします。

皆様には、お暑い中、また大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。恐れ入りますが、着座にて進めさせていただきます。

本協議会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日もご出席いただいております委員数は 32 名、開催に当たり必要な定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。なお、本日、小池都知事が公務の都合で出席できませんので、代理として多羅尾副知事にご出席をいただいております。

また、本協議会は原則公開となっております。議事録についても同様の取扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、本日の配付資料のご確認をお願いいたします。次第の次に、資料 1 といたしまして「意見具申（案）（概要）」、資料 2 といたしまして「意見具申（案）」となっております。また、資料 3 としまして「自画撮り被害等に係る緊急答申を受けての対応状況について」というリーフレット等を含めた資料を付けております。資料番号は付しておりませんが、参考資料といたしまして「非行少年立ち直り支援ワークショップ」のチラシもお配りしております。これは、様々な分野の支援機関の皆様方や支援者の皆様にご参加いただき、事例検討による実践的なワークショップ形式の研修を来月実施するものでございます。

以上ですが、資料等に不足等がございましたら、挙手にてお知らせいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この後の進行は、本協議会の古賀副会長にお願いしたいと存じます。古賀副会長、よろしくお願いいたします。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。副会長の古賀でございます。よろしくお願いいたします。

本日は総会ということで、お忙しい中、皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ここからは、私が司会を務めさせていただきます。

早速ですけれども、次第の 2 に移ります。私のほうから、これまでの審議経過を踏まえま

して意見具申（案）の概要について、簡単にご説明させていただきます。資料をご覧になりながらお聞きください。

本協議会は、知事から付託を受けまして、社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について、現状と課題を整理した上で、具体的な対応策について、都や区市町村、民間支援団体の取組状況も踏まえながら検討してまいりました。

検討に当たっては、現在の若者が置かれている環境や生きづらさを感じている若者の現状について考察し、支援を受ける若者や家族に寄り添う視点でどのような支援が必要とされているのか、いかなる環境を整備していくべきか議論いたしました。

その際、若者や家族からの相談状況の実態をヒアリングし、支援の必要性を認識していない段階、相談先を見つけることができない段階、適切な支援につながらない段階の三つの段階に分類をし、課題を整理して検討を進めてまいりました。

提言といたしましては、生きづらさを抱える若者の社会的自立に向けた支援について、三つの段階での阻害要因を解消し適切な支援につなげるため、情報発信の充実、支援環境の整備、支援体制の充実の三つの視点から施策を提言しております。

まずは、情報発信の充実についてですが、生きづらさを抱える若者に寄り添うサポーター意識をもって、社会全体で若者を支えていくことが必要と考えています。そのために、若者を見守ることは社会の役割であるというメッセージを継続的に発信していくことが重要です。また、若者や家族が相談窓口を身近に感じられるようにSNS等を活用した情報発信が重要となります。

次に、支援環境の整備については、若者や家族がどんなときも、どんな悩みでも相談できる窓口が存在することが求められております。そのため、都の相談窓口である「若ナビα」や、ひきこもり専門の相談窓口である「ひきこもりサポートネット」が、支援のハブ・ステーションとしての役割を果たし、若者や家族だけでなく、支援機関等にも活用されるよう、機能強化が不可欠となっています。また若者や家族をはじめ、支援機関等にとっても必要な情報を容易に見つけることができるポータルサイトの構築が急務となっております。

次に、支援体制の充実としては、若者や家族に寄り添った支援を行うには抱えている悩みや思いを橋渡しする代弁者機能や関係機関の役割分担や連携に関する総合調整を行うコーディネート機能が欠かせません。そして、何よりも関係する支援機関等が顔の見える関係を築きながら重なり合い、支援の狭間に落ちることがないような密接なスクラム連携を組んで、

切れ目のない支援を行っていくことが重要と考えております。

そして、第4章においては、青少年期から自らが社会の構成員として、重要であるのだという自己有用感を育むことが必要であることも言及いたしました。

最後になりますが、審議においては、委員はもとより外部有識者からも取組の紹介や様々な角度からのご意見をいただきました。この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。そして、本意見具申を踏まえた取組を都が先導的に行うことにより未来を担う人材である若者が、社会的自立を果たし、いきいきと輝ける社会の実現につながることを切に期待しております。

以上、意見具申（案）でございます。

それでは、この意見具申（案）を、本協議会の意見具申とすることについて、ご承認いただけますでしょうか。

（「はい」という声あり）

○古賀副会長 ご承認いただけたというふうに理解しております。ありがとうございます。

出席委員過半数のご承認がありましたので、この意見具申（案）を本協議会の意見具申といたします。

それでは、ただいま本協議会において取りまとめた意見具申について、地方青少年問題協議会法第2条の規定に基づき、知事にご報告いたします。

○青少年対策担当部長 それでは、古賀副会長、意見具申を多羅尾副知事にお渡しください。

（答申手交）

○青少年対策担当部長 ありがとうございます。

それでは席にお戻りください。

○古賀副会長 どうもありがとうございます。

それでは、次第の4に移りたいと思います。

ただいま、多羅尾副知事に意見具申をお渡ししたところですが、知事からのご挨拶があるということで、副知事に代読いただきたいと思います。

それでは、副知事、よろしく願いいたします。

○多羅尾副知事 副知事の多羅尾でございます。委員の皆様方には、大変お暑いところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本来ですと知事が出席させていただくべきですが、本日、公務による出張のため出席がか

ないませんので、挨拶を預かってきております。私から代読をさせていただきたいと存じます。

本日は、大変お忙しい中、青少年問題協議会第3回総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。平成29年2月の総会におきまして、「ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について」を付託させていただきました。

以降、熱心なご審議を重ねられ、本日、意見具申を取りまとめていただきましたことについて、心より感謝を申し上げます。

いただいたご意見には、生きづらさを抱える若者に寄り添うサポーター意識をもって、社会全体で若者を支えていくことが必要であるということが述べられているということでございます。まさに、そのような意識を都民一人ひとりがもって、自分のこととして受けとめることが重要だと思います。

若者は、未来を担う大切な宝であります。全ての若者がいきいきと暮らし、自己実現できるよう社会全体で若者の自立を積極的に支えていくことが大切です。そのためには、東京都が自ら先導的にその役割を果たしていかなければなりません。東京都若者総合相談センター「若ナビα」は、その機能を充実させ、誰からも信頼される相談窓口となることを目指す必要があります。そして、「若ナビα」が中心となって、都の関係部署はもとより、関係する各機関との密接な連携、意見具申では「スクラム連携」という言葉で表していただいていると伺っておりますが、これが何よりも重要です。

これからは、悩みや課題を抱える若者が、早期に支援につながり、社会的に自立して、それぞれが輝けるよう、ご提言いただきました情報発信の充実や支援環境の整備、支援体制の充実などに早急に取り組んでまいります。

また、非行歴のある若者の立ち直り支援や少年非行の防止についても、ご意見をいただいたということでございます。非行がきっかけとなり、若者が犯罪に関わってしまうケースもございます。ひきこもり等の生きづらさを抱えて不安になっている若者や家族が、犯罪に巻き込まれないよう見守っていかねばなりません。それには、治安対策などの様々な取組との連携を図ることで、若者や家族が安全・安心を実感できるよう総合的に施策を進めることが重要です。

本意見具申においては、青少年等がSNS等で犯罪に巻き込まれたり、特殊詐欺の受け子

にされることを防止する施策を講じることが期待されているとのことでございます。都として、関係機関と連携した取組を早急に進めてまいります。

東京、日本の未来を担う若者が生きづらさや悩みを抱え、自分らしい生き方の実現を阻まれることがあってはなりません。東京の宝である若者たちを元気に健やかに育ててまいりたいと考えます。私は、誰もが希望をもって活躍できる東京の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、このような充実した内容の意見具申を取りまとめていただきましたことに、改めて感謝いたしまして、私からの挨拶といたします。

知事からの挨拶は、以上でございます。ありがとうございました。

○古賀副会長 副知事、どうもありがとうございました。

ただいま、無事に意見具申をお渡しすることができました。これも、皆様方のご協力の賜物と思っております。御礼申し上げます。

私自身、この若者支援部会で部会長を務めさせていただきましたので、一言だけ、取りまとめの感想をお話しさせていただこうと思います。

振り返りますと2015年でしょうか。東京都子供・若者計画というものが策定されました。それ以前に内閣府では、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議という、非常に長い名前の会議がございまして、これに私も参加しておりました。そこでは、地域包括型の支援が必要だということが繰り返し言われておりまして、これが今回の、まさにスクラム連携そのものを語っていることでございました。

その際にも多くの方々が、地方自治体の今後の努力こそがこれを実現させていくのだというお話をされておりました。今回、具申の案で現場の実態にも則した具体的な案を提示することができましたことは、大変嬉しく思っている次第です。

これはもう本当に、ひとえに参加していただきました各委員の皆さん、関係する諸機関の皆さん、また、各部局の皆さんのご尽力の賜物でございますし、ひいては、東京都民の皆さんの、こうした問題への関心やご尽力のおかげではないかと思っております。

ぜひ、この具申を踏まえて、各地域社会で若者支援についての様々な施策を展開していただきたいと思っております。

私のほうからは、感想を話させていただきました。以上でございます。

それでは、他にご感想、ご意見のある方。

はい、どうぞ。

○高野委員 府中市長の高野でございます。東京都市長会から、2015年以前から、この青少年問題協議会の委員として、出席をさせていただいておりますので、一言、意見を述べさせていただきます。

府中市においては、以前から女性センターという機関で青少年・子ども相談を開設してまいりましたけれども、平成27年度に東京都から、区市町村における若者自立等支援体制整備事業費補助金、これをメニューとしていただきましたので、これを活用し、一昨年の平成28年8月より、子ども・若者育成支援推進法第13条に定める機能を有する、子ども・若者総合相談を拡充してまいりました。

ひきこもりに関する相談、また、若者の悩みや子育てについての相談をお受けしているわけではありますが、平成29年度の実績でいいますと、ひきこもりに関する相談が75件、決して少なくない件数だというふうに認識をしております。

また、若者の悩みや子育てについての相談は、昨年度はそんなに多くないんですが、一昨年度初め、スタートしたときには、あっという間に100件を超えるという状況でございまして、非常にこの窓口を開設した効果があったというふうに認識をいたしました。

その中で非常に感じることは、新規の方も多いんですが、継続の相談の方が多ということ。しかも、面接だけではなくて、メールや電話といった様々な手法によって相談に来られる方が多いということから考えますと、今回、意見具申の説明をいただきましたけれども、東京都でまとめられました、都民全てがサポートをするという姿勢。また、相談しやすい環境「若ナビα」、これと、もう誰も置きざりにせずに、取りこぼさないんだという、こういった若者や家族の立場に寄り添う視点で議論を積み重ねられたということと、スクラム連携という言葉で表現されておりますけれども、機能強化、この提言もされているということでございますので、ぜひ若者の自立支援の更なる充実と、そして、私ども区市町村との連携が何より一番重要だというふうに思いますので、その辺の積極的な推進を、改めて重ねてお願い申し上げまして、意見とさせていただきたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いたします。

○古賀副会長 高野委員、非常に貴重なお話をありがとうございました。

他に何かご感想、ご意見はございますでしょうか。

無いようですので、皆様からいろいろな貴重なお話をいただきました。どうもありがとう

ございました。

ここまでで、具申についての第一段階を終わらせていただきます。

それでは、次に次第の5に移りまして、昨年5月に、本協議会で取りまとめました「自画撮り被害等に係る緊急答申を受けての対応状況」について、事務局からご説明を願いたいと思います。よろしくお願いします。

○青少年対策担当部長 自画撮り被害等に係る緊急答申を受けての対応状況につきまして、ご報告いたします。

昨年5月、本協議会第2回総会におきまして、いわゆる自画撮り被害対策に係る緊急答申をいただき、協議会委員の皆様、特に児童健全育成部会の委員の皆様におかれましては、短時間で数々のご提言をおまとめいただき、ありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

本日は、いただきました緊急答申を踏まえました都での取組状況につきまして、この場をお借りして、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。座って説明を続けさせていただきます。

資料3をご覧ください。緊急答申では、規制等対応、普及啓発、教育、相談等対応、技術的対応の三つの視点からご提言をいただきました。

規制等対応にありますような、青少年に児童ポルノ等の作成・提供を不当に勧誘する行為を、罰則をもって禁止することにつきまして、パブリックコメントに付した上で、昨年12月に青少年健全育成条例を改正し、本年2月に全国で最初に施行いたしました。そして、去る5月、警視庁において、初めての検挙事案がございました。なお、同様の条例が、兵庫県におきましても4月に施行されているところでございます。

この条例を踏まえ、先ほどから皆様の正面にあります、画面に出ております「18歳未満の子どもに裸の画像を不当に求めることは犯罪です」というふうにうたい、また、求められたら、すぐに相談窓口へとし、私どものネット・携帯のトラブル相談窓口である「こたエール」をアナウンスした画像のポスターを作成しまして、都内の全ての小学校、中学校、高校に配布するとともに、バス等に掲示をしたほか、お手元に配付しております、一枚、資料3をめぐっていただいた資料でございますけれども、こちらの資料3の2枚目にありますようなリーフレットも作成いたしまして、様々な場面でこちらを使い、配布し、広く啓発を行っているところでございます。

また、もう一枚めくっていただきますと、自画撮り被害に遭う高校生が多いことから、資料3の次の資料にありますような、「ちょっと待って、あの日の自分」と題しましたDVDを作成しまして、都内全ての高校に配布いたしました。このDVDは、青少年版と保護者版とを作成しております、それぞれに、どの場面でどのように対応することが望ましかったのかを問う、20分弱の映像となっております。本日は、1分間のダイジェストを用意させていただきましたので、ご覧になっていただきたいと思います。

(映像)

○青少年対策担当部長 失礼しました。途中、音声途切れてしまいまして、失礼いたしました。

内容的には、SNSで知り合った男性に、女子高生が自らの画像を送ってしまうというシーンが描かれておりました。もちろんその男性は、いろんなうそをついて、こういうようなところにたどり着いているという部分がございますけれども、本編では、女子高生にSNSで知り合った相手を簡単に信じてはいけません。あるいは、自らの裸の画像を送ることは決してしてはいけないというようなことを説くシーンが含まれております。

東京都のホームページ「東京動画」のサイトにも掲載しておりますので、よろしければ後ほどご覧になっていただければ幸いです。

続きまして、資料3の次の資料をご覧になっていただけますでしょうか。

「ファミリールール講座」をご覧ください。画面にもホームページの画面を出してございますけれども、これまで小学生、中学生や高校生だけではなく、保護者も対象といたしました家庭でのスマホのルールづくりなどについて説明する、「ファミリールール講座」を実施してまいりましたが、ご提言いただきました教育啓発の強化の一環といたしまして、内容の充実を今年度、図ったものでございます。

この講座につきましては、ネット上の様々な被害から青少年が身を守れるよう、自画撮り被害をはじめとする性被害の実態や対策、スマホの使い方など、講座内容、方式を選択方式とするとともに、講座内容についても、自画撮り被害等の最新情報を盛り込んだものにバージョンアップいたしました。年間で約10万人の青少年等を対象に実施しているものでございます。

続きまして、もう一枚資料をめくっていただけますでしょうか。

上段の内容について、まず、ご説明をさせていただきます。画面では、表題で「2つのア

アイテムをGETしよう」、「トラブル回避の知識を身に付けるには」というふうなものを表示されている取組について、ご説明をさせていただきます。

青少年の多くがコミュニケーションツールとしてSNSを使っているという現状を踏まえまして、SNS、具体的にはLINE、Twitter、Facebookを活用して、スマホでのトラブルや犯罪被害に遭わないような情報発信をしていくことといたしました。

具体的には、この画面の「友だちになってね」と記した画面の左下のキャラクター、都民の安全・安心を守る当青少年・治安対策本部のキャラクターで、この会議の開催前にも皆様をお迎えした「みまもりいぬ」、こちらと、今回、新たに作ったまんがの忍者キャラクター、「おたすけ団」等を使いまして、今月から定期的に情報発信をしているところでございます。

また、ただいまご覧になっている資料の下段のほうでは、「もしものときの頼れる味方」と題し、先ほども申し上げました「こたエール」のPRを行っております。同じ内容を、今、画面のほうに出してございます。

この「こたエール」では、従来から電話及びメールでの相談を受け付けておりましたが、今年度は中高生の主たるコミュニケーションツールであるLINEでも相談を受け付けるということにいたしました。5月の連休明けに2週間、そして夏休みの期間、明日から2週間、相談を試行で受け付けることとしております。

これらの取組を踏まえ、青少年へのより適した相談体制を構築していきたいと考えております。つきましては、身近なところに青少年がいらっしゃいましたら、こういうふうな「こたエール」の窓口もあるよというふうにアナウンスをしていただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、資料3の表紙に戻っていただけますでしょうか。

ただいま説明してまいりました取組、規制等対応、普及啓発、教育、相談等対応に加えまして、技術的対応についても取り組んでおります。ネット上の有害な働きかけ等対策を目的とするアプリケーションが開発され、流通するよう、有益なアプリケーションについて、推奨できるという青少年健全育成条例を改正いたしまして、現在、有識者による検討会議において、推奨基準の策定を行っております。

今後、民間事業者からの申請受付を開始し、有益なアプリケーションを広く使ってもらうことで被害防止につながればと考えております。

以上、緊急答申を踏まえた取組状況の一端をご報告させていただきましたが、引き続き、

青少年を自画撮り被害等から守る取組を進めてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。大変いろいろな対応がなされているということがわかりましたが、ただいまご説明いただきました対応状況等について、何かご質問があれば挙手いただければと思います。ございますでしょうか。

もし、無いようでしたら、最後に、東京都青少年・治安対策本部の大澤本部長のほうからご挨拶があるということでございますので、お話し願いたいと思います。

(吉田(善)委員 挙手)

○古賀副会長 どうぞ、何か。

○吉田(善)委員 公募委員の吉田と申します。保護者、また、児童健全育成部会の委員としての立場で意見を申し上げさせていただきます。

先ほど、動画を拝見しました。私、今日は、会議にちょっと早く来ましたので、こちらのQRコードでこの動画を拝見させていただきました。そうしましたところ、実は再生回数が、青少年用が1,169回、保護者用が301回でした。実は、ちょっと少ないかなと感じております。特に夏休みにもう入っておりますので、本来であれば、夏休み前にこういったものが、青少年のほうで見ていただくと、保護者も含め見ていただくというのが有効ではなかったかなと思っております。

そうした中、先ほどの具申の中でも、スマートフォンの普及が、非常に普及率が高くなり、低年齢化しているというのを拝見しました。そうした中、現在、都内の小中学校では、ICT教育も進んでいる中、情報モラル教育の推進というのが非常に必要ではないかというような状況かと思えます。そうした中、できましたら東京都におかれましても、各区市町村を通して、教育現場からこういった普及というのを働きかけるようなことをしていただければと意見を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

○古賀副会長 よろしいでしょうか。

○青少年対策担当部長 ご意見ありがとうございます。私どもといたしましては、つくるだけではなく、それをきちんと見てもらえるように、それをまた理解してもらおうというふうに努めていきたいと思っております。まだまだ行き届かない部分もあるかもしれませんが、今、委員からご指摘もありましたようなSNSをうまく使いながら、そういうふうに誘導する、そういうこともいろいろな部分で、これから取り組んでいきたいと思っております。

また、教育啓発、これを行うに当たりましては、区市町村の現場の方々、あるいは教育委員会の方々との連携も欠かせないと考えております。また、こういう部分についても連携を図りながら、取組を進めていきたいと思っております。ご意見どうもありがとうございました。

○古賀副会長 はい。今後も、ぜひいろいろ取り組んでいただければと思っております。

それでは、改めまして、本部の大澤本部長のほうからご挨拶をお願いしたいと思います。

○青少年・治安対策本部長 青少年・治安対策本部の大澤でございます。

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、古賀部会長をはじめ、若者支援部会の皆様方には、昨年5月30日、第1回の若者支援部会以降、精力的にご審議をいただき、意見具申として取りまとめをいただきました。誠にありがとうございます。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

社会的自立に困難を有する若者に対する相談の支援、これに関しましては、若者を取り巻く環境が変化する中、次代を担う存在である若者が活躍できる社会の実現に向けて、若者の社会的自立を支援することが重要であるということから、今期、第31期青少年問題協議会への付託事項となったものでございます。

意見具申では、若者や家族に寄り添った支援の充実に向けて、東京都若者総合相談センター「若ナビα」、東京都ひきこもりサポートネットの機能強化やポータルサイトの構築など、都が率先して行うべき事項についてご提言をいただきました。若者や家族が相談しやすい環境や支援体制の整備に向けて、全力を尽くしてまいります。

また、若者や家族の支援に当たっては、関係機関がスクラム連携を組んで切れ目のない支援を行う必要があるという提言をいただきましたが、当本部では、関係各局、あるいは区市町村をはじめ、様々な関係機関の皆様と緊密に連携し、若者の社会的自立に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほど事務局から対応状況の報告をいたしました。昨年の児童健全育成部会において、自画撮り被害の防止についての緊急答申をいただきました。これを受けまして、先ほどご報告しましたとおり、青少年健全育成条例の改正、それとともに子供だけでなく、大人に対してもSNSの使い方等の普及啓発に努めるなど、青少年の健全な育成に資する取組の強化を図っているところでございます。

委員の皆様方に二つの部会における様々な見地からの活発なご議論に、改めて感謝を申し上げます。

私どもといたしましては、若者の自立支援や青少年の健全育成について、いただいたご意見を受けとめ、若者や青少年を取り巻く環境の変化に的確に対応し、地域の安全、治安対策と連携を図りながら取り組むことで、東京の誰もが安全・安心に暮らせるよう取り組んでまいり所存でございます。

簡単ではございますが、以上をもちまして、事務局からのお礼とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。

それでは、進行の都合で、今回着座で進めさせていただきました。以上をもちまして、第3回の総会を閉会いたしたいと思っております。

本当に、本日はありがとうございました。